

令和6年度
新潟県女性財団「男女共同参画共働・支援事業」募集要綱

公益財団法人新潟県女性財団

1 目的

男女共同参画や女性活躍のなどに取り組んでいる団体等と新潟県女性財団とが共働・連携し、その活動を支援することにより、男女共同参画等の活動の輪を広げ、新潟県における男女共同参画社会の形成を促進します。

2 募集事業

(1) 事業主体

新潟県内で活動している団体、NPO、法人、企業、学校等（男女共同参画等を目指す取組であれば団体の種類は問いません。）

(2) 事業内容

男女共同参画社会の形成を促進することを目的とし、広く県民を対象として各団体等が主体的に実施する啓発活動や啓発・交流イベントの開催、研修事業等

* 男女共同参画社会の形成を目的とする事業（例示）

○ 男女平等の推進

男女平等の意識啓発、男女平等教育、女性の人権の尊重、女性に対する暴力の根絶、女性の健康づくり、国際的な取組の理解 など

○ 女性活躍の推進

政策・方針決定過程への女性参画、女性能力の開発・発揮、雇用における男女均等、各産業・職種などの様々な分野における女性活躍 など

○ 共同参画の社会づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業の取得促進、男性の家事・育児等への参画、固定的性別役割意識の見直し、子育て環境の充実、一人親家庭等への支援、防災における共同参画、LGBTへの理解 など

○ 困難な状況にある女性に対する交流・支援

* 対象外となるもの

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 選挙活動、宗教布教活動が含まれるもの
- ・ 特定の団体の構成員、企業等の従業員を対象とするもの
- ・ 15人以上の参加者が見込めないもの
- ・ その他、男女共同参画の目的にふさわしくないもの

3 募集事業数 3 事業程度

4 共働・支援の内容

(1) 事業の共催

新潟県女性財団が事業の共催団体とさせていただきます。

(2) 事業経費の一部負担

- ・ 予算の範囲内で、共催団体として事業経費の一部を女性財団が負担します。(1事業50,000円程度)
なお、経費は女性財団から直接お支払いします。
- ・ 負担する対象経費は、事業実施に直接必要な経費（講師費用、保育費用、会場費、広報費、資料等印刷費、郵送費、各種レンタル代など）です。

(3) 新潟県女性センターの無料利用

- ・ 新潟県女性センター（新潟ユニゾンプラザ2階）の女性団体交流室を無料でご利用できます。

(4) 事業の共同企画・実施等（ご要望に応じます。）

- ・ 事業の企画・実施について、女性財団がご協力いたします。（相談、企画、共働実施等）
- ・ チラシの公共施設、財団会員等への配布、財団ホームページへの掲載など、事業広報にご協力いたします。

5 応募手続き

所定の申込書に必要事項を記載し、当財団にお送りください。（随時受け付けています。）

6 事業の選考・採択

男女共同参画との適合性、事業目的・内容の整合性、事業の先駆性（新規性、モデル性、将来性）、事業効果、実施可能性（事業実績）等を総合的に評価して女性財団で選考し、選考結果をお知らせします。

7 事業実施報告

事業完了後は、所定の事業実施報告書を提出願います。

8 その他

事業実施に当たっては随時女性財団と協議をお願いします。事業計画に変更があった場合は速やかにご連絡ください。